

## 地下水の状況報告

清柳園焼却施設解体工事において、令和7年9月1日に地下水水質測定を行いました。

### 1 概要

#### (1) 調査日

令和7年9月1日

#### (2) 対象地概要

東京都清瀬市下宿二丁目554番7及び554番8(地番)

清柳園(旧ごみ焼却処理施設)敷地内

敷地面積 3,774.42m<sup>2</sup>(令和6年12月16日登記)

### 2 地下水について

清柳園敷地内の4箇所の観測孔より地下水中の重金属類等の地下水基準項目(28項目)やダイオキシン類の調査を実施しました。

#### (1) 地下水分析調査

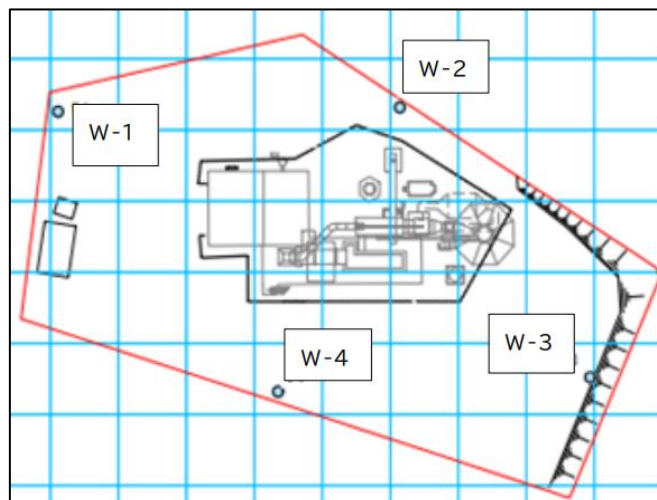
この調査は、令和3年度に設置した地下水観測孔において地下水を採取、分析し、周辺環境への影響を把握するため令和3年度から調査を開始し、令和7年度においても引き続き調査を実施しております。

調査した分析項目は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境省告示第10号)」別表に定められる28項目を測定しました。また、地下水中のダイオキシン類の調査も実施しました。

地下水観測孔の位置は、図1に示します。

分析結果については、表1.1に示します。

【図1 地下水観測孔の位置】



【表 1.1 地下水分析結果】

採取日：令和7年9月1日

| 種別   | 項目             | 単位       | 調査結果    |         |         |         | 定量下限値  | 地下水の水質汚濁<br>に係る環境基準 |
|------|----------------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------------------|
|      |                |          | 地点名     |         |         |         |        |                     |
|      |                |          | W-1     | W-2     | W-3     | W-4     |        |                     |
| 水質分析 | カドミウム          | mg/L     | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | 0.0003 | 0.003以下             |
|      | 全シアン           | mg/L     | 検出されず   | 検出されず   | 検出されず   | 検出されず   | 0.01   | 検出されないこと            |
|      | 鉛              | mg/L     | <0.001  | 0.002   | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.01以下              |
|      | 六価クロム          | mg/L     | <0.005  | <0.005  | <0.005  | <0.005  | 0.005  | 0.02以下              |
|      | ヒ素             | mg/L     | <0.001  | <0.001  | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.01以下              |
|      | 総水銀            | mg/L     | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.0005 | 0.0005以下            |
|      | アルキル水銀         | mg/L     | 検出されず   | 検出されず   | 検出されず   | 検出されず   | 0.0005 | 検出されないこと            |
|      | PCB            | mg/L     | 検出されず   | 検出されず   | 検出されず   | 検出されず   | 0.0005 | 検出されないこと            |
|      | ジクロロメタン        | mg/L     | <0.001  | <0.001  | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.02以下              |
|      | 四塩化炭素          | mg/L     | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | 0.0001 | 0.002以下             |
|      | クロロエチレン        | mg/L     | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | 0.0002 | 0.002以下             |
|      | 1,2-ジクロロエタン    | mg/L     | 0.0011  | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | 0.0001 | 0.004以下             |
|      | 1,1-ジクロロエチレン   | mg/L     | <0.001  | <0.001  | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.1以下               |
|      | 1,2-ジクロロエチレン   | mg/L     | <0.001  | <0.001  | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.04以下              |
|      | 1,1,1-トリクロロエタン | mg/L     | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.0005 | 1以下                 |
|      | 1,1,2-トリクロロエタン | mg/L     | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | 0.0001 | 0.006以下             |
|      | トリクロロエチレン      | mg/L     | <0.001  | <0.001  | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.01以下              |
|      | テトラクロロエチレン     | mg/L     | 0.0022  | 0.0013  | 0.0007  | 0.0014  | 0.0005 | 0.01以下              |
|      | 1,3-ジクロロプロペン   | mg/L     | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | 0.0001 | 0.002以下             |
|      | チウラム           | mg/L     | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.0005 | 0.006以下             |
|      | シマジン           | mg/L     | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | 0.0001 | 0.003以下             |
|      | チオベンカルブ        | mg/L     | <0.001  | <0.001  | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.02以下              |
|      | ベンゼン           | mg/L     | 0.031   | <0.001  | <0.001  | <0.001  | 0.001  | 0.01以下              |
|      | セレン            | mg/L     | <0.002  | <0.002  | <0.002  | <0.002  | 0.002  | 0.01以下              |
|      | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | mg/L     | 6.6     | 8.2     | 7.7     | 6.4     | 0.02   | 10以下                |
|      | フッ素            | mg/L     | <0.08   | <0.08   | <0.08   | <0.08   | 0.08   | 0.8以下               |
|      | ほう素            | mg/L     | <0.02   | 0.02    | 0.03    | <0.02   | 0.02   | 1以下                 |
|      | 1,4-ジオキサン      | mg/L     | <0.005  | <0.005  | <0.005  | <0.005  | 0.005  | 0.05以下              |
|      | ダイオキシン類        | pg-TEQ/L | 0.061   | 5.8     | 0.18    | 0.20    | —      | 1以下※                |

表中記載「赤字黄色塗潰し」は、基準不適合を示す。表中記載「<」は、定量下限値未満を示す。

※ダイオキシン類の基準値については、ダイオキシン類による大気汚染・水質の汚濁（水底の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（環境庁告示第68号）の水質環境基準（基準値：1pg-TEQ/L以下）

## (2) 分析結果

分析の結果、ベンゼンが W-1 地点で環境基準を上回り、W-2 については、前回に引き続きダイオキシン類が基準値を超える値が検出されました。

ベンゼンの詳細については、(5) で示します。

## (3) 地下水位変動及び地下水流向

地下水試料採取に併せて地下水位測定も行っており、水位から見ても通年、対象地南東側から北西側に存在する柳瀬川方向に向かって流れていると推測されます。

今回は概ね過去の流向 (W-4が最も高く、W-1が最も低い) と同様の傾向を示しています。

令和7年9月1日の水位観測記録を用いた【図2 水位等高線図】を作成しました。

【図2 水位等高線図】



## (4) ダイオキシン類について

ダイオキシン類は W-2 で水質環境基準を超過しました。この地点は埋設廃棄物の存在が確認されている区域であるため、ダイオキシン類の濃度が高くなる傾向があり、今回の測定結果においても環境基準を超過しました。

## (5) 地下水調査におけるベンゼンの検出について

清柳園敷地内の4カ所の観測孔における1カ所 (W-1 地点、最下流) から、「地下水中の重金属類等の地下水基準項目 (28 項目)」のうち、令和3年度から継続している地下水調査で初めてベンゼンが環境基準を上回りました。

解体工事においては、法令等を遵守し、細心の注意を払って施工しております。現時点では、地下水からベンゼンが検出された明確な原因は特定できておりません。考えられる可能性として、例えば、重機・草刈り機などの燃料(ガソリン等)が微量に漏洩した可能性など、様々な要因が考えられます。

引き続き工事現場内および周辺での燃料等の取り扱いについては、漏洩防止を徹底し、厳重に管理してまいります。

(6) 人への影響について

環境基準を超えた場所から地下水の流れる方向に地下水の飲用井戸は、確認されていないことから、人の健康への影響はございません。

(7) 今後の地下水調査について

地下水の状況を継続的に把握するため、引き続き地下水調査は実施致します。調査結果や今後の対応については、引き続き速やかに公開してまいります。

市民の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。